●労働者死傷病報告の提出について●

労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）

派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣先及び派遣元の事業者が、派遣先の事業場の名称等を記入の上、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

平成16年3月より、労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者についてはその旨を記載することとなりました。

労働者死傷病報告様式23号（休業4日以上）の改正部分

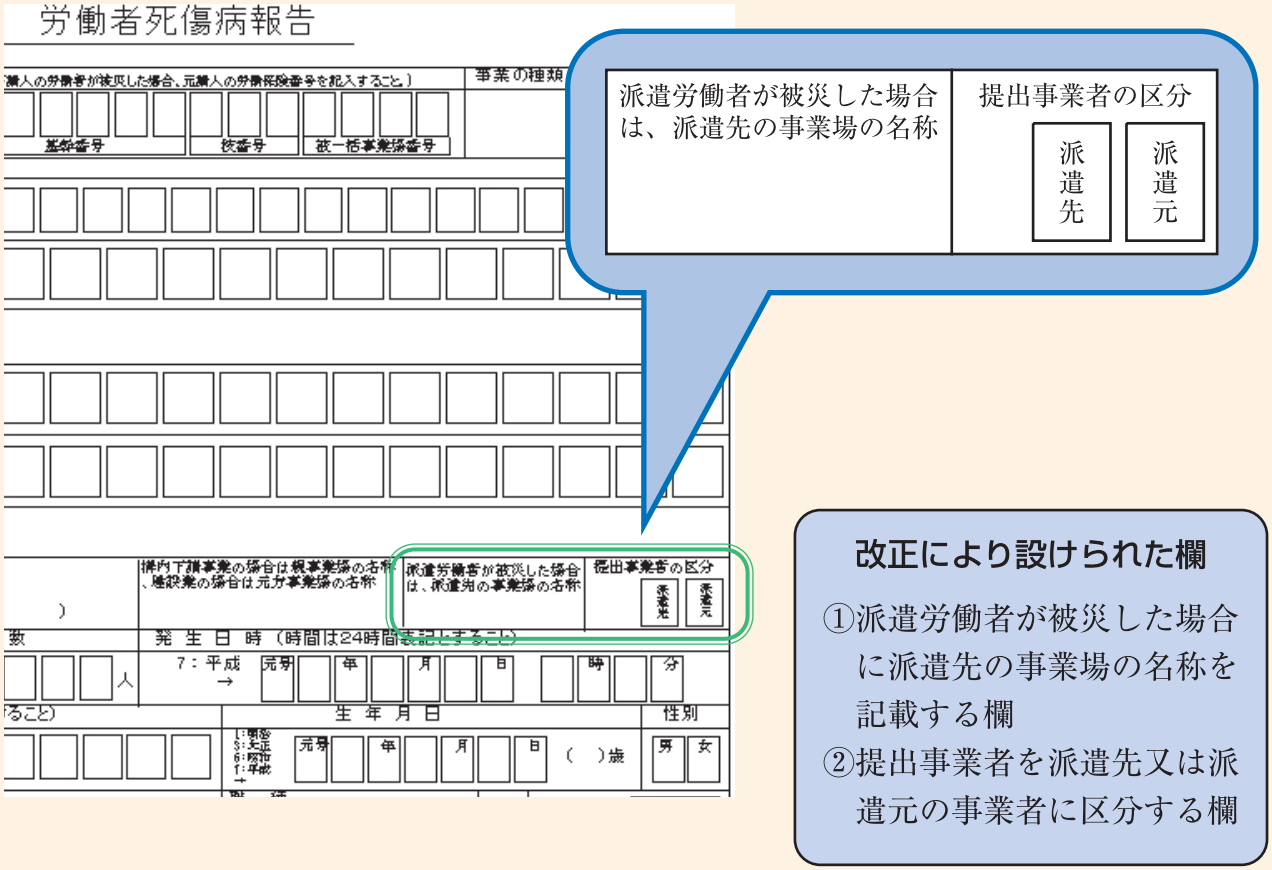

改正により設けられた欄

①派遣労働者が被災した場合に派遣先の事業場の名称を記載する欄

②提出事業者を派遣先又は派遣元の事業者に区分する欄

なお、派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません。（労働者派遣法施行規則第42条）